



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 61, 2025 年 7 月～8 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2025年7月～8月）

内容

A: IAIS、ICS の実施状況の評価メソッドロジックにかかる原則を公表（7月2日）	3
B: EIOPA、監督上のレビュー・プロセスにかかるガイドラインの改正案を公表（7月2日）	4
C: 英 PRA、一括買取年金の解約条項のリスクを保険会社に通知（7月4日）	5
D: EIOPA、大量解約リスクの再保険にかかる留意点を公表（7月15日）	7
E: 英 HMT、保険リンク証券とキャプティブにかかる規制の緩和を提言（7月15日）	9
F: ESAs、DORA に基づく CTPPs の監督にかかるガイドを公表（7月15日）	10
G: EIOPA、保険会社の破綻処理にかかる指令の細則（案）を公表（7月22日）	11
H: EIOPA、ORSA における気候変動シナリオの利用にかかる調査結果を公表（7月23日）	12
I: EIOPA、外部委託の監督上の枠組みにかかる調査結果を公表（7月24日）	14
J: 星 MAS、保険グループに対する資本規制の改正案を公表（7月24日）	15

A: IAIS、ICS の実施状況の評価メソッドロジーにかかる原則を公表（7月2日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、保険資本基準（Insurance Capital Standard：ICS）の実施状況を評価するメソッドロジーを作成するためのハイレベル原則（HLPs）を公表した。同原則の主な内容は以下のとおり。

HLP 1	<ul style="list-style-type: none"> これらのハイレベル原則は、ICSのレベル1およびレベル2のテキストで記載されている事項の実施状況を評価するためのメソッドロジーの作成にのみ適用される。同メソッドロジーは、IAISが保険基本原則（ICPs）や国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame）において設けている評価メソッドロジーを補完するものの、それらに置き換わるものではない。
HLP 2	<ul style="list-style-type: none"> 評価は、構成要素（component）ごとに行われる。それらの構成要素には以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> - 資産および負債の評価 - 所要資本（capital requirement） - 適格資本（capital resources） - ICSの一般原則と適用範囲 いずれの構成要素についても、その評価の結果は、IAISの評価の格付（rating）に従う。なお、ICSの全体的な評価は、HLP 5に記載のとおり。
HLP 3	<ul style="list-style-type: none"> 評価は、ICSと各国・地域におけるその実施方法との間の定性的な文言ベースでの比較（必要な場合には、定量的な検証のエビデンスも含む。）に基づき、乖離（deviations）を特定するものであるべきである。 いずれの構成要素についても、その評価は、①乖離は、極めて大きなアウトカムの差につながるか、②乖離は、健全性の観点で問題があるか、③乖離は、共通の言語とリスクベースの基準という目的を損なうものであるか、という視点から行われるべきである。 乖離を特定し、その重要性や健全性を評価する際、以下の基本的な条件の下でメソッドロジーに盛り込まれる基準（criteria）に従い、相殺（offsets。ICSに対してより健全な部分と健全性の観点から劣後する部分との（定量的な）相殺を言う。）が認識され得る。 <ul style="list-style-type: none"> - 相殺は定量化される。 - 相殺は、同等の、もしくは、より高い保険契約者の保護につながる。 定量的な分析の目的のため、可能な範囲において、評価は、過去のデータや公開情報、関係するプロキシを利用する。定量的な分析においては、追加的なデータをIAIGsから受領する必要も生じ得る。
HLP 4	<ul style="list-style-type: none"> 評価は、当該国・地域と関連するICSの要素（parts）に限定される。
HLP 5	<ul style="list-style-type: none"> ICSの実施状況にかかる全体的な遵守状況の評価格付は、構成要素間の相殺も考慮し、個々の構成要素の格付を集計することによって導き出される。なお、全体の評価格付の決定

	における相殺の認識は、「個々のすべての構成要素の評価が「遵守（Observed）」である場合にのみ、全体的なICSの遵守状況の評価が「遵守」となり得る」というガードレイルに従う。
HLP 6	<ul style="list-style-type: none"> アグリゲーション・メソッド（AM）という形式での米国におけるICSの実施状況の評価は、ICSの実施状況の評価と同じメソロジーに従う。必要に応じて、補足的な評価メソロジーが追加的に作成される。

インプリケーション：IAISは2024年11月、「アグリゲーション・メソッド（Aggregation Method：AM）とICSとの比較可能性の評価」にかかる結論を示している¹。今般公表されたハイレベル原則も、2024年11月の文書と同様に、ICSとAMに一定程度の埋めがたい乖離があることを示唆しているように見受けられる。HLP 5も踏まえ、どのような形で評価の結果が示されることとなるのか、注目に値する。

（参考）IAIS ‘High-level principles for the development of the ICS implementation assessment published’

B: EIOPA、監督上のレビュー・プロセスにかかるガイドラインの改正案を公表（7月2日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、9月24日を期限として、「監督上のレビュー・プロセスにかかる改正ガイドライン（案）」を市中協議に付した。同改正案の主な内容は以下のとおり。

背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> EIOPAは、ソルベンシーII指令の見直しを機に、当該指令に関連するガイドラインを見直しており、本ガイドラインの見直しはその一環として行うもの。 本改正案は、主として、①ガイドラインの内容を直近の指針等や監督上の好取組に合わせる事、②新たなトピックや傾向に対応するためのプロセスや好取組を盛り込むこと、の2つを目的とする。
ガイドラインの構成	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドライン（案）の構成は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> セクションI（ガイドライン1～10）：監督上のレビュー・プロセス（SRP）の全体像 セクションII（ガイドライン11）：SRPへのインプット セクションIII（ガイドライン12～24）：リスク評価の枠組み セクションIV（ガイドライン25～32）：詳細なレビュー セクションV（ガイドライン33～42）：監督上の措置 セクションVI（ガイドライン43）：再建および破綻処理 セクションVII（ガイドライン44）：ビジネス・コンダクト セクションVIII（ガイドライン45～48）：エマージング・リスク
新たに追加されたガイドライン（主なも	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン19a（ビジネス・モデルの分析）：監督当局は、少なくとも3年ごとに、リスクの特定、事業環境の分析、現行のビジネス・モデルの定性および定量分析、事業計画の分析、事業の持続可能性の分析等から成る、構造化されたビジネス・モデルの分析を実施すべきであ

¹ 当該結論の概要は、デロイトトーマツ「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 53, 2024年11月～12月）」記事Fを参照。
<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2024/202412-ins-regulation.pdf>

の)	<p>る。その分析は、保険会社がその事業からどのように価値を創出しているかにかかる見解を示すものであるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン20（監督計画の作成と監督の強度の決定）：監督当局は、各保険会社について、その特性を勘案しつつ、最低限の関与の水準を定義し、また、少なくとも3年に一度、すべての保険会社について完全な監督上のレビュー・プロセスを回すべきである。 ガイドライン32（早期介入の措置）：監督当局は、ソルベンシー資本要件（SCR）を下回る可能性が高いか否か、また、それを回避するために早期介入の措置が必要か否かを評価すべきである。さらに、監督当局は、初期段階で早期介入の措置を適用すべきである。 ガイドライン43（あらかじめ作成する（pre-emptive）再建計画）：監督当局は、その監督上のレビュー・プロセスにおいて、再建計画に含まれる情報を利用すべきであり、また、再建計画と保険会社（もしくは保険グループ）のガバナンスの体制の一貫性を評価すべきである。 ガイドライン44（ビジネス・コンダクトの監督）：監督当局は、保険会社や保険グループがコンダクト・リスクをどのように管理しているかを考慮に入れるべきである。 ガイドライン45（エマージング・リスクへの対応におけるガバナンス）：監督当局は、大きな法規制上の変更やリスク環境の変化やそれらが監督上のレビュー・プロセスに与える影響を少なくとも年に1度は分析・評価するためのプロセスを有すべきである。 ガイドライン46（ICTリスクの監督）：監督当局は、ICTに関連するリスクの評価を監督上のレビュー・プロセスに組み込むべきであり、また、その評価は、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）における要件と整合しているべきである。 ガイドライン47（気候変動とサステナビリティ）：監督当局は、気候変動とその他のサステナビリティ・リスクの評価を監督上のレビュー・プロセスに組み込むべきである。
----	--

インプリケーション：本改正案からは、欧州の保険監督当局が、エマージング・リスクやICTリスク、サステナビリティなど、昨今の社会・経済環境の変化も捉えつつ、構造化されたアプローチによるリスクベースの監督を実践しようとしていることが伺える。監督計画、早期介入、再建計画等の監督上のツールを効果的に使い、リスクベースの監督が行われることが期待される。

（参考）EIOPA ‘Consultation on the proposal for revised Guidelines on supervisory review process - Solvency II Review’

C: 英 PRA、一括買取年金の解約条項のリスクを保険会社に通知（7月4日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、同国の生命保険会社を対象として、一括買取年金（bulk purchase annuity：BPA）取引における、ソルベンシー比率をトリガーとする契約解除権（solvency-triggered termination rights：STTRs）にかかる調査を実施し、その調査からの主な発見事項等を保険会社のCROに通知した。当該通知の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> PRAは、近年、一括買取年金のバイイン取引の契約において、ソルベンシー比率をトリガーとする契約解除権（STTRs）の条項を含めることを求めるケースが増えてきていることを認識している。 STTRs条項は、年金スキームのカウンターパーティに対して、一定の期間（Cure Period）にわ
----	---

	<p>たつて保険会社のソルベンシー・ポジションが事前に定めた閾値を下回る場合、BPAの契約を解除する権利を付与するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> STTRsが行使される場合、当該条項は、保険会社の関係する負債をその裏付けとなっている資産と合わせて年金スキームが再び引き受ける（recapture）こと（解約時の支払い（Termination Payment））を求めるものとなる。 PRAは、生命保険会社のSTTRsに対するエクスポージャーの合計は約500億ポンドであると見込んでいる。個々の保険会社のエクスポージャーは異なるものの、保険会社のマッチング調整ポートフォリオの大部分を占めているケースも存在する。
<p>主な発見事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> PRAは、STTRs条項の発動は、保険会社に多様なリスクをもたらし得ると考えている（※具体的な例は以下「STTRsが保険会社にもたらし得るリスク」を参照。）。それらのリスクには、保険会社の残存資産ポートフォリオの構成、流動性ポジション、および、マッチング調整ポートフォリオの管理に与える影響が含まれる。さらに、STTRs条項がストレス時に発動されることとなれば、保険会社はオペレーション上の課題にも直面し得る。 多くの保険会社は、これらの潜在的なリスクを認識しており、例えば、STTRs条項の下で返還することとなる資産について柔軟性を確保する、あるいは、ソルベンシー・ポジションが回復するまでの期間にかかる規定を設けることを通じて、それらを管理しようとしている。 他方で、ほとんどの保険会社については、例えば、エクスポージャーの適切な上限の合計額を設定することや財務およびオペレーション上の事案に対する計画を作成することなど、その取組みには多分に改善の余地がある。
<p>STTRsが保険会社にもたらし得るリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 流動性の影響 <ul style="list-style-type: none"> STTRsの行使によって解約が行われる場合、保険会社は、年金スキームに対して解約時の支払いを行う必要がある。当該支払い額は契約において定められているものの、その支払いに充てられる資産が流動性資産や特定の資産クラスに偏って構成されている場合、保険会社に流動性リスクが生じ得る。 非流動性資産でそれが代替できる場合であっても、特に、ストレス時には、それらの資産の売却に何らかの制約が生じ得るほか、非流動性資産が保険会社のバランスシートに残ることとなれば、そのことも保険会社の流動性ポジションに影響を与え得る。 資産の集中 <ul style="list-style-type: none"> 解約時の支払いは、保険会社のバランスシートにおける資産の集中を高め得る。このことは、保険会社の資産のエクスポージャーの上限やブルーデント・パーソンの原則の遵守に影響し得る。仮に、資産集約型再保険（Funded Reinsurance）が用いられる場合、担保がタイムリーに回収できない等のリスクも存在する。 契約上の不確実性 <ul style="list-style-type: none"> STTRs条項の文言の曖昧さは、資産価値の評価や資産の質にかかる論争を生じさせ得る。

	<ul style="list-style-type: none"> • オペレーション上の課題 <ul style="list-style-type: none"> - ソルベンシー・ポジションの閾値に抵触した場合に行使されるというSTTRs条項の性質に鑑みると、それが行使されることは、保険会社の経営陣やリソース、再建計画におけるオプションの発動などに課題を生じさせ得る。
--	---

インプリケーション：英国では市場規模が大きく拡大してきている一括買取年金（BPA）について、監督当局が大きな懸念を有していることが伺える。BPAに対するニーズは日本においても潜在的に存在するものと考えられることから、英国における規制・監督上の取組みから多くの示唆が得られるものと推察される。

（参考）PRA ‘Solvency-triggered termination rights clauses in bulk purchase annuity transactions’

D: EIOPA、大量解約リスクの再保険にかかる留意点を公表（7月15日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2021年7月に公表した「保険会社によるリスク低減手法に関する意見書」²に対する付属文書として、①「大量解約再保険（mass-lapse reinsurance）」、②「再保険契約（reinsurance agreements）における契約解除条項」の二つの文書を公表した。
- 前者は、大量解約再保険のいくつかの主要な条項が、リスク移転の実効性、ひいては、ソルベンシー資本要件（SCR）に与える影響を評価する際のガイダンスを提供するものとなる。同付属文書の主な内容は以下のとおり。

前提	<ul style="list-style-type: none"> • 大量解約再保険（MLR）とは、（主として）生命保険契約の大量解約のシナリオの一部をカバーするために設計されるノンプロポーショナル再保険の条項を言う。一般的に、当該条項は、受再者の責任が発生する発動点であるアタッチメント・ポイント（最良推計の解約率を上回る解約率）および元受保険会社の補償の上限であるデタッチメント・ポイントを定義しており、MLR条項は、両ポイントの間の超過解約（excess of lapses）をカバーする。 • 再保険とソルベンシー資本要件（SCR）との関係について、保険会社は、再保険契約が資本の解放に見合う実効的なリスク移転を提供するものであることを説明できる必要がある。例えば、ベースス・リスクが存在する場合、元受保険会社は、MLR条項の補償がその対象となる解約率の範囲におけるリスク・エクスポージャーの額の変動を密接に反映しているか否かを評価しなければならない。
大量解約条項がSCRに与える影響の評価	<ul style="list-style-type: none"> • 契約条項の明確さ <ul style="list-style-type: none"> - リスク低減策としてMLR条項を設けている元受保険会社は、法的なリスクを回避できるよう、MLR条項が明確であることを確保すべきである。 • 解約の定義 <ul style="list-style-type: none"> - MLR条項における解約の定義がソルベンシーIIにおける中断（discontinuance）の定義と整合していない場合、保険会社の自己資本（basic own funds）に最もネガティブな影響を与える中断の種類が、MLR条項を締結した後においても同じではない可能性がある。したがって、元受保険会社は、リスク低減効果を評価する際、その定義を注

² 当該意見の概要は、デロイトトーマツ「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 12, 2021年6月～7月）」記事Nを参照。
https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2024/202107_ins_regulation.pdf

	<p>意深く検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 免責（exclusion） <ul style="list-style-type: none"> - ソルベンシーIIの標準フォーミュラの大量解約シナリオは免責を勘案しておらず、したがって、MLR条項における免責は、ベース・リスクを生じさせ得る。MLR条項がリスク移転を提供するものであるか否かを評価する際、免責が大きく関係するケースも生じ得る。 • 保険金の計算の基礎 <ul style="list-style-type: none"> - MLR条項に基づき支払われる保険金の額は、解約後の経済的な損失など、ソルベンシーIIで用いられるパラメータ以外のものに基づき計算され得る。その場合、出再保険会社は、ソルベンシーIIにおける自己資本の損失とMLR条項に基づき計算される保険金との差を説明できることが期待される。 • 解約パラメータの固定 <ul style="list-style-type: none"> - MLR条項において、大量解約イベントが生じた時点で有効な解約パラメータの価値に基づき再保険金が計算されることとなっている場合、実際のリスク低減効果は初期に評価されたものよりも低い可能性がある。その場合、リスクの移転は実効的でない、もしくは、資本の解放と一致していないこととなり得る。 • クリフエッジ効果 <ul style="list-style-type: none"> - MLR条項をソルベンシーIIの標準フォーミュラの大量解約シナリオに合わせて調整することにより、保険会社が他のシナリオに対して脆弱になり、重大なベース・リスクが生じることとなる可能性がある。 • 計測期間 <ul style="list-style-type: none"> - 実際の大量解約イベントは、ソルベンシーIIの標準フォーミュラで想定しているような瞬間的なイベントではなく、したがって、計測期間は適切に定義されなければならない。 • 契約解除条項 <ul style="list-style-type: none"> - 再保険会社に片務的に契約を解除する権利を与える契約上の取決めは、SCRを引き下げるためのリスク低減手法（risk mitigation techniques：RMT）として適格ではないと考えられる。
--	---

インプリケーション：日本においても、経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることとなり、その中に、保険資本基準（ICS）と同様、大量解約リスクの要素が取り入れられ、そのストレス水準について様々な意見があることから、今後、日本においても、本付属文書が言及している事象がより多く生じることも想定し得る。また、再保険と資本規制における実質的なリスク移転は常に論点となるテーマであるところ、昨今の再保険を取り巻く環境の変化も勘案すると、本付属文書は生命保険の大量解約にかかるものではあるものの、保険会社による（資本の効率化を意図した）再保険取引の利用について、より踏み込んだ規制・監督が行われることが期待される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA sets out guidance for supervising mass-lapse reinsurance and reinsurance termination clauses’

E: 英 HMT、保険リンク証券とキャプティブにかかる規制の緩和を提言（7月15日）

- 英国財務省（HMT）は、10月8日を期限として、「リスクの変換（transformation）にかかる規制の変更」と題する文書を市中協議に付した。同市中協議文書において示された提言は、保険リンク証券（ILS）のさらなる活用やキャプティブ保険会社の設立を通じて、リスクの移転を活性化することを目的とするものである。同市中協議文書の主な内容は、以下のとおり。

<p>背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 英国は、国の繁栄に大きく貢献し、また、世界をリードする保険セクターを有している。そのために必要な要素の一つは、市場参加者が、リスクを管理するために、広範なリスク移転の選択肢を有していることである。それらの選択肢には、保険リンク証券（ILS）とリスク変換ビークル（risk transformation vehicles）、キャプティブ保険が含まれる。 • 英国政府は、業界から、「リスクを変換する活動に対する現行の規制の枠組みは、そうした活動の妨げとなっている」との意見を受けている。本市中協議文書は、法規制の制度が英国内のリスク変換のマーケットにおけるイノベーションとダイナミズムを促進し、かつ、規則と法令のより良い調和をどのように図ることが可能であるかを検討するものである。
<p>リスクの変換</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 資金調達要件（funding requirements）の明確化 <ul style="list-style-type: none"> - 保険リスクを引き受け、引き受けたリスクをILSとして証券化するリスク変換ビークルが、その引き受けるすべてのリスクをカバーする十分な資金調達を有していることは、保険リスクの変換にかかる規制の重要な基礎となる。 - ビークルが常にその負債に見合う資産を有していることは望ましいものの、他方で、例えば、責任財産限定条項（limited recourse clauses）が一般的なものとなっているなど、市場において求められる資金調達の性質も変化してきている。英国政府は、そうした変化に適応するため、英国健全性監督機構（PRA）が規制上の資金調達要件を柔軟なものとするのは適切であると考えている。 • マーケットの非保険会社への開放 <ul style="list-style-type: none"> - 英国政府は、非保険会社からのリスクの引受を、法令上、保険リスクの変換と定義することを提案している。これによって、非保険会社がリスク変換ビークルと直接やりとりすることが可能となり、その結果、非保険会社にとって利用可能なリスクの低減のための選択肢が拡大する。 • 免許付与における柔軟性の増大 <ul style="list-style-type: none"> - リスク変更ビークルが認可（authorisation）を受ける際、現行の規制は、PRAがその事業活動の範囲に制限を付すことを求めている。仮に、そのビークルが認可を受けた範囲外の活動を行おうとする場合、変更の認可（Variation of Approval）を申請する必要がある。 - 英国政府は、このような規制はリスク変換セクターにおけるイノベーションを過度に制限するものであると考えており、そうした規制の撤廃を提案する。 • 保護セル会社（protected cell companies：PCCs）における「セル」の利用の拡大

	<ul style="list-style-type: none"> - PRAは、最近、リスク変換ビークルが一つ以上の契約を行うことを許容する規制の改正を行った。このことは、許容される取引のストラクチャーが広範なものとなることを促し、また、管理コストを削減させる。 - 他方で、この規制の改正によっても、保護セル会社のセルは、単一のカウンターパーティと一つの契約を結ぶことしかできないままである。英国政府は、この規制を変更することを提案している。
保険会社としての保護セル会社	<ul style="list-style-type: none"> • 仮に、PCCsが保険会社として事業を営むことができるとすれば、PCCsは、単一の法人格を有したまま、それぞれのセルは、分離された資産と負債を有する別々の会社として事業を営むことができる。このことは、非保険事業がキャプティブ保険会社を設立するスピードとコストを低減し得る。 • 現行の規制では、PCCsが、リスク変換（と直接関係しない）活動を行うことは禁じられているところ、英国政府は、PCCsが保険契約を引き受けられることができるよう、この規制を一部廃止することを提案している。これによって、PCCsは、保険会社もしくはリスク変換を営む会社として設立され得る。ただし、PCCとして設立することは、すべての種類の保険にとって適切でない可能性があり、規制当局にはそれを検討することが期待される。 • なお、英国政府は、PRAおよび英国金融行為規制庁（FCA）がキャプティブ保険にかかる新たな規則（案）を2026年夏までに作成し、新たな規制の枠組みが2027年半ばに施行されることを意図している。

インプリケーション：リスクの移転のための選択肢が増えることは社会にとっても望ましく、その意味では、今回の英国財務省の提案は、非常に有意義なものであると考え得る。他方で、キャプティブ保険会社については、キャプティブではない保険会社とのレベル・プレイング・フィールドの確保や（特に、保険会社がキャプティブ保険会社を設立する場合には、）規制・監督の二重構造とそれが保険契約者の保護に与える影響等について適切な検討が行われる必要がある。また、マクロプルデンシャル監督においてキャプティブ保険会社をどのように取り扱うかという点も重要な論点の一つであると考え得る。

（参考）HMT ‘Changes to the Risk Transformation Regulations’

F: ESAs、DORA に基づく CTPPs の監督にかかるガイドを公表（7月15日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に基づいて実施する、重要なサードパーティ・サービス・プロバイダ（CTPPs）の監督の概要をまとめたガイド「DORA：CTPPsの監督」を公表した。同ガイドの主な内容は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> • 本ガイドの目的は、DORAにおいて導入された、CTPPsの包括的な監督（oversight）の枠組みについて、①ガバナンスの構造、②監督のプロセス、③創設の原則、④監督者（overseers）に利用可能なツール、⑤採択のプロセスなど、その概要を説明すること。
DORAの監督の枠組みの概観	<ul style="list-style-type: none"> • 適用範囲：DORAの監督の枠組みは、ESAsによって重要であると指定されたICTサードパーティ・サービス・プロバイダに適用される。 • 目的：当該枠組みの目的は、CTPPsが金融セクターにもたらすリスクをより良く理解し、それを

	<p>低減すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則：上記の目的を達成するため、CTPPsの監督について、①リスクベースの監督、②対象を明確にした対応、③エビデンスベースで、偏りの無い、データドリブンな監督、④規制上の枠組みの遵守、⑤監督当局やネットワーク情報サービス（NIS）当局との協力、⑥収集された情報の機密性の確保、⑦監督に対する説明責任、⑧透明で、敬意を持った、倫理的な監督、という原則を設けている。
監督活動	<ul style="list-style-type: none"> DORAに基づく監督上の活動は、以下の要素から成る。 <ul style="list-style-type: none"> CTPPsの指定（年次） CTPPsのリスクの評価と監督計画の策定（年次） 継続的なモニタリング および、一般的な調査（investigations）もしくはオンサイト検査から成る検査・監督（examination） 検査結果（recommendations）の通知とフォローアップ
監督のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 監督活動のプロセスは多様であるものの、一般的には、以下のプロセスから成る。 <ul style="list-style-type: none"> 監督者による情報提供の要請（CTPPsは自主的に情報を提供） 機関決定に基づく情報提供の要請（CTPPsは情報を提供する義務を負う） 一般的な調査 検査 検査結果の通知とフォローアップ

インプリケーション：DORAの施行を受け、金融機関にDORAを遵守するために必要な体制の整備と取組みが求められることは当然のことであるものの、CTPPsの規制・監督は新たな試みであると思料されることから、その実効性がどのように確保されていくのか、今後の欧州の関係当局・機関の動向は注目に値する。

（参考）EIOPA ‘ESAs publish guide on DORA Oversight activities’

G: EIOPA、保険会社の破綻処理にかかる指令の細則（案）を公表（7月22日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、10月31日を期限として、「保険会社の再建および破綻処理の枠組みを構築するための指令」の細則を定める以下の文書を市中協議に付した。
 - 破綻処理カレッジの機能にかかる規制上の技術的な基準（案）
 - 破綻処理計画の策定に必要な情報の提出の手順および最低限の一式の標準的なテンプレートにかかる実施上の技術的な基準（案）
 - 報告テンプレートにかかるガイダンス（案）
- 上記の3つの文書のうち、「規制上の技術的な基準（案）」の主な内容は以下のとおり。

破綻処理力	<ul style="list-style-type: none"> グループの破綻処理当局は、破綻処理カレッジのメンバーおよびオブザーバー（※EU域外の関係する破綻処理当局はオブザーバーとなり得る。）を特定し、また、最終親会社に対して、破
--------------	---

レτζの構成	<p>綻処理カレツジの設置とそのメンバーを通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • グループ・レベルの綻処理当局は、メンバーと協議の上、以下の事項等を含む、文書化された取決めや手順（procedures）を定めなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - グループの構造、ならびに、メンバーおよびオブザーバーのリスト - 綻処理カレツジにおける協力のための枠組み（意思決定のプロセスを含む。） • 綻処理カレツジのメンバーは、少なくとも2年に一度、会合を開催しなければならない。 • グループ・レベルの綻処理当局と綻処理カレツジのメンバーは、関係する、必要なすべての情報を、タイムリーかつ正確に交換できなければならない。グループ・レベルの綻処理当局は、綻処理計画の策定および綻処理権限の行使のために最終親会社から提供される関係するすべての情報を、EIOPA、綻処理および監督カレツジのメンバーと連携しなければならない。
グループの綻処理計画	<ul style="list-style-type: none"> • グループ・レベルの綻処理当局は、グループの綻処理計画、綻処理のし易さの評価、綻処理の可能性に対する実質的な障害とそれに対する施策について、共同の意思決定（案）を作成し、綻処理カレツジのメンバーの同意を得た上で、最終的な意思決定を行わなければならない。 • グループ・レベルの綻処理当局は、共同の意思決定を、最終親会社の経営陣に対して通知しなければならない。
クロスボーダー・グループの綻処理	<ul style="list-style-type: none"> • グループ・レベルの綻処理当局は、グループ内の子会社が綻の可能性がある場合、もしくは、グループが綻の要件を満たすと判断した場合、グループの綻処理スキームの必要性について意思決定を行うプロセスを開始しなければならない。また、その最終的な意思決定について、当該プロセスに参与している綻処理カレツジのメンバーに遅滞なく通知しなければならない。

インプリケーション： 欧州を中心に監督カレツジの枠組みが構築され、そのことが、監督カレツジやグループ監督のグローバルでの浸透に一定の役割を果たした様に、綻処理についても、本取組みが、同様の効果をもたらすことが期待される。他方で、欧州の基準をグローバル化やローカル化するには、一定の調整が必要であることにも留意が必要であると考えられる。

（参考） EIOPA ‘EIOPA opens consultation on rules for resolution colleges and reporting requirements under IRRD’

H: EIOPA、ORSA における気候変動シナリオの利用にかかる調査結果を公表（7月23日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、ORSAにおける気候変動シナリオの利用にかかるモニタリング調査の結果を公表した。その主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • EIOPAは2021年4月、「ORSAにおける気候変動リスク・シナリオの利用の監督にかかる意見」を公表し、その中で、保険会社に対して、以下を含む監督上の期待を示した。 <ul style="list-style-type: none"> - 気候変動に関連するリスクの包括的なマテリアリティ評価を行い、文書化する。 - リスクが重要である（material）と認められる場合、その短期および長期的な潜在的
----	---

	<p>な影響を評価するため、気候変動リスク・シナリオ分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - リスクが重要である場合、2°C未満および2°C超の、少なくとも二つの長期の気候変動シナリオを用いる。 - 上記の分析がORSAのプロセスに適切に組み込まれており、戦略および資本計画に用いられていることを確保する。 <ul style="list-style-type: none"> • その後、EIOPAは2022年、気候変動にかかるシナリオ分析の実務における一貫性を促進し、監督当局に報告される情報の比較可能性を向上することを目的として、ORSAにおける気候変動シナリオの利用にかかる適用ガイダンスを公表するとともに、2024年には、保険会社の取組みの実態を把握することを目的として、包括的なモニタリング調査を実施した。当該モニタリング調査は、欧州経済領域（EEA）の保険会社および再保険会社を対象（※マーケット・シェアでは85%、保険会社の数では26%を占める。）として実施した。
目的	<ul style="list-style-type: none"> • 本モニタリング調査の結果を公表する目的は、主な発見事項を周知し、現行の実務を共有し、また、保険会社および監督当局による対応が必要な領域を特定すること。
主な発見事項	<ul style="list-style-type: none"> • 調査の対象となった保険会社の大半が、気候変動シナリオをORSAに取り込んでおり、シナリオ分析は、気候変動リスクの財務的なインパクトを評価する上で、重要な要素となってきている。 • 定量的なアプローチを適用する保険会社も多く、また、気候変動リスクの評価は、定義されたマネジメント・アクションと紐づけられている。さらに、ORSAにおける気候変動関連の発見事項は、戦略的な意思決定において考慮されるようになってきている。 • 参照シナリオの利用については、多くの保険会社は、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）等の国際機関が開発したシナリオを利用しているものの、独自の前提条件を用いている保険会社もある。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> • マテリアリティ評価やシナリオ分析のアプローチにおけるばらつきが大きく、そのことは、結果の差異につながり得る。他方で、このような差異は、保険会社のリスク・プロファイルの差異では完全には説明できないものに見受けられる。 • ORSAにおける気候リスク評価に用いるデータの利用可能性や品質が十分でないことは、依然として大きな課題の一つである。 • 長期の気候変動シナリオの適用も、引き続き、大きな課題である。多くの保険会社は、データ・ギャップやモデルの不確実性、事業計画の実務との不一致などを理由として、一般的なORSAのタイムホライズンを超えて分析を行うことは難しいと考えている。

インプリケーション：金融庁が2025年6月に公表した「気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【保険セクター】」においても、料率機構モデルのリスク・モデル間における結果のばらつき（シナリオ分析の結果における不確実性）等の制約や不確定要素に言及がある。ORSAにおけるシナリオ分析も通じて、EIOPAが指摘している課題への対応も含め、プラクティスが積み重ねられていくことが期待される。

(参考) EIOPA ‘EIOPA monitoring exercise marks progress in the integration of climate change considerations into insurers’ risk assessments’

I: EIOPA、外部委託の監督上の枠組みにかかる調査結果を公表（7月24日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「外部委託にかかるピア・レビューのフォローアップ」と題する報告書を公表した。同報告書の主な内容は以下のとおり。

<p>背景と目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> • EIOPAは2022年6月、外部委託（outsourcing）にかかるピア・レビューの結果を公表した。同ピア・レビューでは、保険会社による外部委託を監督するために各国の監督当局が設けている枠組みの全体的な成熟度を評価し、課題や好取組を特定し、提言を行った。 • 今回のフォローアップ評価は、上記の2022年のレビューに続くものであり、2022年7月から2024年9月を対象期間として、2022年のレビューの結果として示された以下の領域にかかる提言が実行に移されているか否かに焦点をあてて実施された。 <ul style="list-style-type: none"> - 外部委託の枠組み - 届出（notification）のプロセス - 届出の時点における外部委託の監督 - 保険会社に対する文書化の要件 - 監督当局による文書化と情報管理 - 外部委託の継続的な監督 - 監督当局内における外部委託の監督にかかる組織的な要素
<p>主な発見事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外部委託の枠組み <ul style="list-style-type: none"> - 多くの監督当局は、外部委託にかかる規制・監督の枠組みを大きく改善・強化している。具体的には、例えば、ベルギーは、外部委託される重要な機能（critical or important function：CIF）機能を法的に定義し、ガバナンス等の要件を規定した。また、キプロスは、通達等を発出し、CIFの分類の閾値を明確にするとともに、再評価のトリガーを提示した。 • 届出のプロセス <ul style="list-style-type: none"> - 複数の国の監督当局が保険会社による外部委託にかかる届出の標準テンプレートを導入するなど、外部委託にかかる届出の監督上のアプローチの収斂が進んでいる。例えば、フィンランドは、より先進的なアプローチとして、チェックリスト、トラッキングのデータベース、リスクの分類のためのツールから成る、より広範な監督上のエコシステムに、届出のプロセスを組み込んでいる。 • 届出時点における外部委託の監督 <ul style="list-style-type: none"> - 全体的な傾向として、監督当局は、外部委託の取決め（とそれに伴うリスク）を、受動的ではなくフォワード・ルッキングに評価しようとしている。例えば、ドイツは、構造化された内部のガイダンスを設け、また、監督チームのためのフィードバック・ループを統合するこ

	<p>とによって、内部の評価プロセスをより強固なものとした。また、スペインは、閾値ベースのリスク評価を含むワークフローを構築することで、レビューのプロセスが一貫したものとなるよう取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監督当局による文書化と情報の管理 <ul style="list-style-type: none"> - 外部委託の増加などに対応するため、いくつかの監督当局は、重要な機能の外部委託をデータに基づき監督することができるよう、ツールを開発している。例えば、デンマークは、会社およびプロバイダそれぞれのレベルでのデータで構造化されたレジスターを導入している。また、フィンランドは、届出の状況の把握と集中リスクの分析のための二つの異なるデータベースを構築した。 • 外部委託の継続的な監督 <ul style="list-style-type: none"> - 各国の監督当局は、外部委託の継続的な監督のためのアプローチを開発している。例えば、ベルギーやフィンランドは、平常時の監督とイベント発生時の集中的な対応とを区別する、明確な内部のプロセスを構築している。また、フランスやドイツは、規制監督報告（regulatory supervisory reports：RSRs）やORSAsの定期的なレビューを含む、オフサイト・モニタリングの戦略を定型化した。 • 重要なオペレーション機能（operational functions）や活動の定義 <ul style="list-style-type: none"> - 複数の国の監督当局は、外部委託される重要なオペレーション機能や活動の分類を明確化しそれを運用している。このことは、リスクベースの監督の強化等につながるものとなる。例えば、フランスは、法律において、重要な機能の分類にかかる原則を定め、その詳細を監督上のガイドラインで規定している。その枠組みには、重要性の複数の観点や構造化された再評価のプロセスが含まれる。
--	--

インプリケーション： 外部委託先において多くのインシデントが発生している中、金融機関による外部委託先の適切な管理は、監督当局にとって最優先すべき課題の一つとなっている。日本においても、外部委託先の管理にかかる規制・監督がさらに強化されることも想定され、したがって、金融機関には、欧州等の取組みを参照しつつ、その管理態勢の高度化を図っていくことが期待される。

（参考） [EIOPA ‘EIOPA highlights progress in follow-up to peer review on outsourcing’](#)

J: 星 MAS、保険グループに対する資本規制の改正案を公表（7月24日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、8月25日を期限として、指定された金融持株会社（免許を受けた保険会社）のグループベースの資本規制の枠組みにかかる通達の改正案を市中協議に付した。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • グループベースの資本規制にかかる通達（Notice）が2024年1月に施行されて以降、MASは、グローバルな規制（※保険監督者国際機構（IAIS）が策定している保険資本基準（ICS）など。）や市場の動向をモニターしてきており、このタイミングで同通達を改正する必要があると判断した。 • 主な改正のポイントは、①非保険会社に対する明示的なリスク・チャージのアプローチの導入、
----	---

	②ジョイント・ベンチャー（JV）に対するリスク・チャージの方法の見直し、③非支配株主持分の資本認識の制限、の3つ。														
非保険会社に対するリスク・チャージ	<ul style="list-style-type: none"> 非保険会社は、①持株会社やITシステム子会社等、保険会社のオペレーションをサポートすることを主たる目的として存在する会社、②銀行等の非保険の金融機関、③ヘルスケア・サービスや不動産開発などを営む非金融会社、に分類される。 それぞれのカテゴリーの非保険会社に対するリスク・チャージの基本的な方法は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>事業の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保険関連および非保険金融機関</td> <td>銀行</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> MASの資本規制（MAS637）もしくは他の国・地域で実施されているバーゼル規制に基づいて計算される額 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 該当するセクターに適用される資本要件もしくは総収入（3年平均）の15%のいずれか大きい方の額、または、 該当するセクターに適用される資本要件、あるいは、MASの資本規制もしくはバーゼル規制に基づいて計算されるオペレーショナル・リスクの資本要件のいずれか大きい方の額 </td> </tr> <tr> <td>保険関連および非保険の金融機関</td> <td>銀行</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> MASの資本規制あるいはバーゼル規制に基づいて計算されるレバレッジ比率によって定義されるエクスポージャーの4%、または、 MASの資本規制もしくはバーゼル規制に基づいて計算されるオペレーショナル・リスクの資本要件 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>非金融</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> グループ資本にかかる通達に基づいて計算される株式リスク要件 </td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリー	事業の種類	概要	保険関連および非保険金融機関	銀行	<ul style="list-style-type: none"> MASの資本規制（MAS637）もしくは他の国・地域で実施されているバーゼル規制に基づいて計算される額 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 該当するセクターに適用される資本要件もしくは総収入（3年平均）の15%のいずれか大きい方の額、または、 該当するセクターに適用される資本要件、あるいは、MASの資本規制もしくはバーゼル規制に基づいて計算されるオペレーショナル・リスクの資本要件のいずれか大きい方の額 	保険関連および非保険の金融機関	銀行	<ul style="list-style-type: none"> MASの資本規制あるいはバーゼル規制に基づいて計算されるレバレッジ比率によって定義されるエクスポージャーの4%、または、 MASの資本規制もしくはバーゼル規制に基づいて計算されるオペレーショナル・リスクの資本要件 		非金融	<ul style="list-style-type: none"> グループ資本にかかる通達に基づいて計算される株式リスク要件
カテゴリー	事業の種類	概要													
保険関連および非保険金融機関	銀行	<ul style="list-style-type: none"> MASの資本規制（MAS637）もしくは他の国・地域で実施されているバーゼル規制に基づいて計算される額 													
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 該当するセクターに適用される資本要件もしくは総収入（3年平均）の15%のいずれか大きい方の額、または、 該当するセクターに適用される資本要件、あるいは、MASの資本規制もしくはバーゼル規制に基づいて計算されるオペレーショナル・リスクの資本要件のいずれか大きい方の額 													
保険関連および非保険の金融機関	銀行	<ul style="list-style-type: none"> MASの資本規制あるいはバーゼル規制に基づいて計算されるレバレッジ比率によって定義されるエクスポージャーの4%、または、 MASの資本規制もしくはバーゼル規制に基づいて計算されるオペレーショナル・リスクの資本要件 													
	非金融	<ul style="list-style-type: none"> グループ資本にかかる通達に基づいて計算される株式リスク要件 													
JVに対するキャピタル・チャージ	<ul style="list-style-type: none"> 現状、JVのキャピタル・チャージは、株式リスク要件に基づいて計算されているところ、保険事業を営むJVについては、その取扱いを以下のように変更する。 <ul style="list-style-type: none"> 原則：連結した上で、グループ資本規制の枠組みであるRBC 2に基づき計算。 例外：連結が困難である場合、MASの事前の承認を得た上で、株式投資の子会社として株式リスク要件に基づき計算。 														
非支配株主持分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 非支配株主持分（NCI）については、グループの資本（financial resources：FR）から以下のいずれか小さい方の額を控除する。 <ul style="list-style-type: none"> 「子会社AのNCI比率×当該エンティティのグループの総リスク要件（total risk requirement：TRR）に対する割合（＝子会社Aの保険負債／グループの保険負債×グループのTRR）」 														

	- 「NCI子会社の単体のTRRのうちNCIに相当する額」
--	-------------------------------

インプリケーション： 保険監督者国際機構（IAIS）が保険資本基準（ICS）を最終化したことを受け、シンガポールにおいても同国のリスクベース資本規制であるRBC 2の見直しが行われている。今般の市中協議文書は、連結ベースの資本規制において、非保険子会社の取扱いを明確にしている点がポイントであると考えられる。本改正が同国の保険グループのグループ構造や事業戦略にどのような影響を及ぼし得るか、今後の動向は注目に値する。

（参考） MAS ‘Consultation Paper on Proposed Changes to the Group Capital Framework for Designated Financial Holding Companies (Licensed Insurer)’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級の プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301